

福島県障がい者スポーツ指導者協議会慶弔見舞金内規

この内規は、慶弔見舞金について定めたものである。

1. (慶弔見舞金の種類) 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。
 - ①国際大会激励金
 - ②傷病見舞金
 - ③死亡弔慰金

2. (適用範囲) この規程は福島県障がい者スポーツ指導者協議会に定める会員及び出場する選手とする。

3. (支給日) 慶弔見舞金は、支給事由発生後すみやかに支給する。

4. (激励金) 会員が国際大会等に選手、役員として出場する場合は、下記により激励金を支給する。
 - 2 会員以外の選手に対する激励金については、50,000円以内とし、大会規模等によって、その都度協議して決める。
 - ①会員 50,000円以内
 - ②会員以外の選手 50,000円以内

5. (活動中の傷病) 会員が活動中の傷病が発生し、治療に7日以上要する場合、傷病見舞金を支給する。

5,000円

6. (本人弔慰金) 会員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。
 - ①香典 5,000円
 - ②葬儀の際には、協議会名の花輪または生花を供し、弔電を打つものとする。

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

この内規は、平成27年4月19日から施行する。